

平成22年5月7日

「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて－中間整理－」
に関する意見

(社)全国乗用自動車連合会
会長 富田昌孝

交通基本法の制定については、地域の公共交通機関であるタクシー事業者団体の立場から全タク連として、すでに3月2日付けで意見を提出しているところである。このたび公表された標記の各事項に関連し、提出済みの意見に加え、さらに下記の意見を提出する。

記

1 交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて

「交通の格差社会の解消、環境に優しい公共交通機関への転換」に関し、

・採用される交通手段は、利用者の居住地域、目的、身体状況などにより選択肢が異なる。また、緊急性、乳幼児連れや嵩張る荷物などの制約がある場合もある。さらに、地域に不案内な旅行者（特に外国人旅行者など）の存在もある。

・従って、「移動」の要請を満たすためには、点と点を結ぶ鉄道等の大量輸送機関のみでは不十分であり、これに加えてドアツードアの面的サービスに唯一対応可能であるタクシーの存在が必要不可欠である。また、運行時間に制約のある他の公共交通と異なり、24時間ニーズに対応可能であり、さらには、路線バス撤退後の地域における最後の公共交通機関としての極めて重要な役割も担っている点からもタクシーの意義、位置づけを明確にすることが必要である。

・なお、「交通手段をくるまから公共交通機関に転換」とされているが、「くるま」とは自家用車を指すことを明確にし、バス・タクシー等の公共交通機関と区別されたい。

2 移動権の保障と支援措置の充実

「地域公共交通の維持・再生、活性化」と「ユニバーサル・デザイン化」に関し、

・地域公共交通の維持・再生・活性化のための公助（支援措置）の充実に当たっては、従来の発想を超えた抜本的な増額の取組みが求められるとともに、福祉施策等関連政策とも連携し、省庁間においても整合性の取れた制度構築が必要である。

・また、地域公共交通が事業を継続できる環境整備も肝要であり、このような観点から輸送サービスについては、業態にかかわらず同等の安全確保義務が課せられるべきである。

なお、「共助」の精神が重要であることは当然であるが、この場合、あくまでも公共交通機関の維持・充実に「公助」により図ることが第一義であり、この点を明確化することが必要である。

・「ユニバーサル・デザイン化」を進めるため、タクシー業界として前向きに取り組んできているが、採算性、市場性が課題であることから、開発、導入に当たって国の積極的な支援が必要である。

3 環境にやさしい交通体系の実現

「公共交通への利用転換」に関し、

・経済的誘因や交通規制の活用にあたっては、公共交通機関たるタクシーについても、鉄道・バスなどの他のモードと同様のインセンティブの付与を明確にされたい。

・また、エコカー（環境対応車）の導入促進は、タクシーなど公共交通機関を優先する等の仕組みを検討されたい。

4 地域の活力を引き出す交通網の充実

「誰にとっても住んでよし、訪れてよし」の地域であるための「交通結節点へのアクセスの改善」に関し、

・移動トリップ全体を勘案すれば、大量輸送機関に着目するだけでは不十分であり、タクシーなどの個別公共交通機関の重要性も認識のうえ、バリアフリー化等の移動しやすさの改善が行われるべきである。